

「DCを起点とした県産品振興事業」委託に関する業務仕様書

1 目 的

令和8年4月1日から6月30日において、JRグループと連携した観光キャンペーン「ふくしまデスティネーションキャンペーン」が開催される。(以下、「DC」という。)本事業ではDCと連動した記念商品の開発、商品の販路拡大に取り組み、DC参加者へ県産品の魅力を発信することを目的とする。

2 委託業務内容

(1) DC 記念県産品の開発

ア 開発商品

県内事業者と連携し、DCに向けた以下の商品を開発すること。

- (ア) カップ酒 (日本酒)
- (イ) 伝統工芸品
- (ウ) お菓子

イ 開発条件

本事業で指定する制作物に関する制作条件は以下のとおり。

(ア) カップ酒 (日本酒)

- ・福島県酒造組合と連携して商品開発を進めること。
- ・商品開発にあたり、かかり増し経費の支援を行うこと。

(イ) 伝統工芸品

・商品開発にあたっては、県内事業者の募集・選考を行い、3事業者と各1商品以上を制作すること。支援費用は1事業者あたり500千円を上限とする。

・事業者の募集・選定にあたっては、DC期間中、十分な生産体制が確保できる事業者を選定することとし、県と協議の上決定すること。

- ・DC記念用にふくしま応援ポケモン「ラッキー」を活用した商品開発支援を行うこと。

① 新商品の開発 (試作・デザイン研究開発等を含む)

② 既存技術を活用した新商品等の開発・改良

※1 いずれもポケモン社のラッキーを使用した商品にすること

※2 ポケモン社の監修指示に対応すること

※3 DC期間 (終了後も含む) に自社店頭での販売及び県内各主要駅等、福島県観光物産館及び日本橋ふくしま館に十分な量を納品することが可能であること

- ・期間は令和8年1月末日 (期間内に商品開発を終了 (支払含む) すること。) までとする。

・ふくしま応援ポケモン「ラッキー」に関する調整は県と連携して行うこと。

(ウ) お菓子

- ・商品開発にあたっては、県内事業者の募集・選考を行い、3事業者と各1商品以上を制作すること。支援費用は1事業者あたり500千円を上限とする。
- ・その他条件については、2(1)イ(イ)に同じ。

(2) 販路拡大

ア 販売拠点の整備

2(1)で開発した商品についてDC期間を主とした商品開発後の県内販路について、宣伝効果の高い販路を提案し、事業者支援を行うこと。

イ 観光との連携

- (ア) 酒蔵見学のためのバスルートを整備し、モニターツアーを1回以上実施すること。
- (イ) モニターツアー参加者を20名以上集めること。
- (ウ) モニターツアーに係る企画、調整、交通、食事、宿泊、施設見学等の全行程における手配、取材先との調整等、一切の事務連絡業務を行い、全て本事業費より捻出すること。
- (エ) モニターツアーでは、様子を記録するための写真や動画等の撮影を行うこと。また、参加者に対し、撮影した写真は本県がホームページまたはその他の広報資料等で使用する旨を伝え、予め承諾を得ておくこと。
- (オ) モニターツアー中の事故へ対応するため、国内旅行保険への加入等、万全な安全対策を講じること。また、事故や自然災害などの緊急事態が発生した場合に備えた危機管理体制、対応方法等の策定すること。
- (カ) モニターツアー終了後は参加者へアンケートを実施し、検証と磨き上げを行うこと。

ウ プロモーションの実施

次に掲げる事項を盛り込んだプロモーション計画を作成し、契約締結後、速やかに県に提出し説明すること。

- (ア) 本業務を通じたカスタマージャーニー（※顧客が商品を認知して実際に購入するまでの一連の流れ）
- (イ) 情報発信の運用方針（媒体選定、媒体ごとの経費配分等）
- (ウ) インターネット広告などの手法を用いて、設定したターゲット層へ効果的に情報発信することとし、訴求内容（メッセージ・キャッチコピーなど）発信媒体及びその組み合わせを提案すること。
- (エ) 開発商品に応じた効果的なターゲット層（年代、性別、居住地域など）を設定すること。
- (オ) 複数の商品をテーマ等に応じてグルーピングし、共通のターゲット層を設定しても差し支えない。
- (カ) ターゲットとして訪日外国人観光客を設定することも可とするが、各商品の開発事業

者の意向等を考慮すること。

- (キ) ターゲットの詳細については、本契約締結後、受託業者において、各商品を販売する事業者等の意向を調査した上で、県と協議して決定することとする。なお、事業の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを提案すること。
- (ク) 各商品の魅力を効果的に訴求する広告クリエイティブを制作すること。
- (ケ) 写真撮影に係る関係者との交渉や打ち合わせ、撮影許可手続き等一切の業務は受託者の責任において行うこと。
- (コ) 本事業で制作した商品の販売先や DC 関連イベントで使用できるような販売促進ツールを提案し、作成すること。また必要に応じて設置の支援を行うこと。

(3) 効果検証

- ア 本事業の効果検証に用いるデータの種類や分析方法を示すこと。
- イ 分析を踏まえた運用の見直し方針を随時示すこと。
- ウ 実績報告書提出に際し、効果検証結果を踏まえた次年度以降のプロモーション戦略について提案すること。

提案

- ・(1) 商品開発支援における具体的な支援体制についてご提案ください。
- ・(2) ア 商品開発後の県内販路として宣伝効果が高く、事業者紹介が可能な販路を具体的に3つ提示してください。
- ・(2) イ ふくしまの酒の魅力について発信できるパスルート企画をご提案ください。
- ・(2) ウ 具体的な広報戦略を広告時期、広告方法を含めてご提案ください。
- ・(2) により、県民にどのような訴求効果が期待できるかご提案ください。
- ・(3) 効果検証の方法と内容について具体的にご提案ください。

3 成果品

- (1) 実績報告書（正副本 1部ずつ）
- (2) その他、実績を報告するのに必要なデータ（動画など）

4 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ・着手届
 - ・統括責任者通知書
 - ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの

- ・完了届
- ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類

5 統括責任者

乙は、本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めなければならない。

6 その他

本業務内容に定めのない事項及び本業務内容に定める内容について疑義が生じたときは、両者が協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。